

議案第26号

三朝町基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年3月3日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第9条）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
11	三朝町における、 <u>朝町</u> の <u>教育</u> で <u>次</u> の <u>代</u> を担	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	11	三朝町における <u>朝町</u> の <u>教育</u> の推進	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して	<u>第2欄に掲げる事業</u> の財源に充てるとき。

	さ と 応 援 基 金	<u>うみさ</u> <u>さっ子</u> <u>が育つ</u> <u>学校づ</u> <u>くり事</u> <u>業の推</u> <u>進に資</u> <u>すること</u> <u>と。</u>	金に積 立て			さ と 応 援 基 金	に資す ること。 (1) <u>緑豊</u> <u>かな</u> <u>原風</u> <u>景を</u> <u>守り</u> <u>育て</u> <u>る事</u> <u>業</u> (2) <u>心豊</u> <u>かな</u> <u>あつ</u> <u>たか</u> <u>い子</u> <u>ども</u> <u>を育</u> <u>む事</u> <u>業</u> (3) <u>三朝</u> <u>温泉</u> <u>を守</u> <u>り生</u> <u>かす</u> <u>事業</u> (4)	金に積 立て	
--	----------------------------	--	-----------	--	--	----------------------------	--	-----------	--

略				
(備考)				
(1)及び(2) 略				

ふ				
る				
さ				
と				
の				
発				
展				
を				
目				
指				
す				
事				
業				
略				
(備考)				
(1)及び(2) 略				
(3) <u>11の第4欄に定める積立ては、</u> <u>11の第2欄に定める事業ごとに区分して</u> <u>整理するものとする。</u>				
(4) <u>11の第5欄に定める処分は、(3)</u> <u>に規定する区分に従って、その一部又は全</u> <u>部を処分することができる。</u>				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三朝町基金条例の規定は、平成28年度以降に積み立てる基金について適用し、平成27年度以前に積み立てた基金については、なお従前の例による。

